

無電柱化を推進する市区町村長の会

令和 6 年度定期総会 議案書

目 次

議 案

第 1 号議案	令和 5 年度	活動報告	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 号議案	令和 5 年度	歳入歳出決算書	・ ・ ・ ・ ・	2 ～ 4
第 3 号議案	令和 6 年度	事業計画（案）	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 号議案	令和 6 年度	歳入歳出予算書（案）	・ ・ ・ ・ ・	6
第 5 号議案	役員改選（案）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	7

参考資料

無電柱化を推進する市区町村長の会名簿	・ ・ ・ ・ ・	8
無電柱化を推進する市区町村長の会規約	・ ・ ・ ・ ・	9 ～ 1 0

別添資料

大会決議（案）	・ ・ ・ ・ ・	1 1
---------	-----------	-----

第1号議案

令和5年度 活動報告

1 会員数

304名（令和5年度末時点）

2 活動実績

年 月 日	活 動 内 容
令和5年6月8日（木）	<u>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和5年度定期総会</u> 場所：衆議院第一議員会館 地下1階大会議室（+Web配信） 第1号議案：令和4年度 活動報告 第2号議案：令和4年度 歳入歳出決算書 第3号議案：令和5年度 事業計画（案） 第4号議案：令和5年度 歳入歳出予算書（案） 第5号議案：役員名簿（案） ※定期総会後に要望活動を実施
令和5年7月26日（水） ～7月28日（金）	<u>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和5年度第1回勉強会（第11回無電柱化推進展）</u> 場所：東京ビッグサイト（NPO法人電線のない街づくり支援ネットワークブースにて） 講演：岡山県真庭市「岡山県真庭市観光振興無電柱化の取り組み」 東京都豊島区「豊島区無電柱化事例紹介」ほか
令和5年11月10日（金）	<u>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和5年度第2回勉強会</u> 場所：一般財団法人日本みち研究所 分室 講演：国土技術総合研究所「全国合意形成事例報告」 石川県金沢市「金沢市における無電柱化整備事例」 ※講演後、鼎談を実施
令和5年11月16日（木）	<u>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和5年度第3回勉強会</u> 場所：登別市観光交流センター ヌブル 講演：国土交通省道路局「国土交通省における無電柱化の取り組みについて」 国土交通省北海道開発局 「北海道開発局における無電柱化の取り組みについて」 北海道庁建設部「北海道における無電柱化事業」 国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 「北海道をフィールドにした無電柱化技術の研究開発」 北海道美瑛町「美瑛町における無電柱化の推進について」 北海道北広島市 「ボールパーク構想における無電柱化の取り組み」 北海道倶知安町「町道岩尾別南3線無電柱化事業について」 一般社団法人日本みち研究所 「無電柱化加速化のために、今やるべきこと」 NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク 「「無電柱化と景観法の活用」ほか・法律や制度・ツールを 味方につけて景観まちづくりを！」
令和6年1月24日（水）	<u>無電柱化を推進する市区町村長の会 令和5年度第4回勉強会</u> 場所：鎌倉市役所 講演：国土交通省道路局「国土交通省における無電柱化の取り組みについて」 経済産業省資源エネルギー庁 「無電柱化の推進に関する取組状況について」 送配電網協議会「電力業界における無電柱化の取組状況」 京都大学大学院 大庭准教授「無電柱化事業の目的・効果と住民意識 ：多発する激甚災害へのレジリエンス強化に向けて」

第2号議案

令和5年度 歳入歳出決算書

歳入の部

(単位 円)

科 目	予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較増減額 (B - A)	摘 要
1 会 費	897,000	912,000	15,000	3,000円×304市区町村
2 繰越金	988,143	988,143	0	
3 諸収入	0	6	6	
計	1,885,143	1,900,149	15,006	

歳出の部

(単位 円)

科 目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A - B)	摘 要
1 会議費	250,000	249,780	220	
① 総会費	250,000	249,780	220	総会時経費
2 事業費	1,580,000	1,319,989	260,011	
① 研修費	500,000	462,903	37,097	勉強会等経費
② 促進費	30,000	0	30,000	
③ 事務費	350,000	199,749	150,251	郵送料、コピー代等
④ 旅 費	700,000	657,337	42,663	交通費等
3 予備費	55,143	31,192	23,951	お土産代等
計	1,885,143	1,600,961	284,182	

歳 入 決 算 額 1,900,149 円

歳 出 決 算 額 1,600,961 円

差 引 残 額 299,188 円

令和5年度 監査報告書

規約第十三条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査の方法

歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について、事務局が管理する証拠書類を監査した。

第3 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について照会した結果、適正かつ正確であることを認めた。

無電柱化を推進する市区町村長の会
会長 長野県佐久市長 柳田 清二 様

6 年 5 月 8 日

監事

小園 拓志



令和5年度 監査報告書

規約第十三条第2項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 監査の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査の方法

歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について、事務局が管理する証拠書類を監査した。

第3 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書、関係書類、諸帳簿について照会した結果、適正かつ正確であることを認めた。

無電柱化を推進する市区町村長の会

会長 長野県佐久市長 柳田 清二 様

令和6年 5月 17日

監事

他田宜永



第3号議案

令和6年度 事業計画（案）

無電柱化の更なる推進を図るため、次の事業を行う。

- 1 国に対し、無電柱化の推進を図るための要望を行う。
- 2 国や関係団体、市区町村との連携を図るため、各地方ブロックにおいて、職員の技術力向上のための勉強会や見学会を行う。
- 3 11月10日の無電柱化の日に併せて、事務局主催の勉強会を開催する。
- 4 その他、目的達成のため必要な事業を行う。

第4号議案

令和6年度 歳入歳出予算書(案)

歳入の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A－B)	摘 要
1 会 費	906,000	897,000	9,000	3,000円×302市区町村
2 繰越金	299,188	988,143	△ 688,955	前年度繰越金
3 諸収入	812	0	812	利子等
計	1,206,000	1,885,143	△ 679,143	

歳出の部

(単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減額 (A－B)	摘 要
1 会議費	250,000	250,000	0	
① 総会費	250,000	250,000	0	総会・総会時要望活動 経費
2 事業費	950,000	1,580,000	△ 630,000	
① 研修費	200,000	500,000	△ 300,000	勉強会等経費
② 促進費	10,000	30,000	△ 20,000	要望活動経費
③ 事務費	150,000	350,000	△ 200,000	郵送料、コピー代等
④ 旅 費	560,000	700,000	△ 140,000	交通費等
⑤ 食糧費	30,000	-	30,000	(新設) お土産代等
3 予備費	6,000	55,143	△ 49,143	
計	1,206,000	1,885,143	△ 679,143	

歳 入 総 額 1,206,000 円

歳 出 総 額 1,206,000 円

差 引 額 0 円

第5号議案

役員改選（案）

会長

ブロック	都道府県	役職	氏名
南 関 東	神 奈 川 県	鎌 倉 市 長	松 尾 崇

副会長

ブロック	都道府県	役職	氏名
中 国	山 口 県	下 関 市 長	前 田 晋 太 郎
四 国	愛 媛 県	八 幡 浜 市 長	大 城 一 郎

幹事

ブロック	都道府県	役職	氏名
北 海 道	北 海 道	登 別 市 長	小 笠 原 春 一
東 北	岩 手 県	陸 前 高 田 市 長	佐 々 木 拓
北 関 東	群 馬 県	富 岡 市 長	榎 本 義 法
東 京	東 京 都	豊 島 区 長	高 際 み ゆ き
北 信 陸 越	福 井 県	小 浜 市 長	松 崎 晃 治
中 部	愛 知 県	小 牧 市 長	山 下 史 守 朗
近 畿	大 阪 府	高 槻 市 長	濱 田 剛 史
九 州 沖 縄	福 岡 県	宗 像 市 長	伊 豆 美 沙 子

監事

ブロック	都道府県	役職	氏名
北 陸・信 越	長 野 県	御 代 田 町 長	小 園 拓 志
九 州・沖 縄	宮 崎 県	都 城 市 長	池 田 宜 永

顧問

役職	氏名
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
香 川 県 知 事	池 田 豊 人
東 京 都 新 宿 区 長	吉 住 健 一
埼 玉 県 本 庄 市 長	吉 田 信 解
長 野 県 佐 久 市 長	柳 田 清 二
特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク顧問	山 下 和 弥
特定非営利活動法人 電線のない街づくり支援ネットワーク顧問	森 山 誠 二

無電柱化を推進する市区町村長の会 名簿

R6.5.20現在

北海道	函館市	群馬県	前橋市	福井県	小浜市	大阪府	四條畷市	高知県	安芸市
北海道	釧路市	群馬県	太田市	福井県	池田町	兵庫県	姫路市	高知県	須崎市
北海道	北見市	群馬県	富岡市	山梨県	富士吉田市	兵庫県	西宮市	高知県	宿毛市
北海道	網走市	埼玉県	さいたま市	山梨県	早川町	兵庫県	芦屋市	高知県	四万十市
北海道	留萌市	埼玉県	川越市	長野県	松本市	兵庫県	伊丹市	高知県	香南市
北海道	苫小牧市	埼玉県	熊谷市	長野県	諏訪市	兵庫県	豊岡市	福岡県	北九州市
北海道	稚内市	埼玉県	川口市	長野県	佐久市	兵庫県	川西市	福岡県	福岡市
北海道	美唄市	埼玉県	所沢市	長野県	軽井沢町	兵庫県	たつの市	福岡県	久留米市
北海道	士別市	埼玉県	本庄市	長野県	御代田町	奈良県	奈良市	福岡県	直方市
北海道	名寄市	埼玉県	春日部市	長野県	立科町	奈良県	大和郡山市	福岡県	柳川市
北海道	根室市	埼玉県	上尾市	長野県	白馬村	奈良県	天理市	福岡県	八女市
北海道	千歳市	埼玉県	朝霞市	岐阜県	岐阜市	奈良県	桜井市	福岡県	大川市
北海道	砂川市	埼玉県	和光市	岐阜県	関市	奈良県	五條市	福岡県	宗像市
北海道	深川市	埼玉県	桶川市	岐阜県	中津川市	奈良県	御所市	福岡県	古賀市
北海道	富良野市	千葉県	館山市	岐阜県	美濃市	奈良県	香芝市	福岡県	福津市
北海道	登別市	千葉県	木更津市	岐阜県	恵那市	奈良県	宇陀市	福岡県	糸島市
北海道	七飯町	千葉県	香取市	岐阜県	可児市	奈良県	平群町	福岡県	篠栗町
北海道	二セコ町	千葉県	酒々井町	岐阜県	飛騨市	奈良県	三郷町	福岡県	新宮町
北海道	倶知安町	東京都	港区	岐阜県	郡上市	奈良県	斑鳩町	佐賀県	嬉野市
北海道	余市町	東京都	新宿区	岐阜県	下呂市	奈良県	安堵町	長崎県	長崎市
北海道	美瑛町	東京都	文京区	岐阜県	白川村	奈良県	曽爾村	長崎県	佐世保市
北海道	増毛町	東京都	台東区	静岡県	静岡市	奈良県	高取町	長崎県	島原市
北海道	小平町	東京都	墨田区	静岡県	浜松市	奈良県	明日香村	長崎県	平戸市
北海道	浜頓別町	東京都	江東区	静岡県	沼津市	奈良県	上牧町	長崎県	雲仙市
北海道	斜里町	東京都	品川区	静岡県	三島市	奈良県	王寺町	熊本県	熊本市
北海道	小清水町	東京都	目黒区	静岡県	富士宮市	奈良県	広陵町	熊本県	荒尾市
北海道	遠軽町	東京都	大田区	静岡県	島田市	奈良県	吉野町	熊本県	合志市
北海道	洞爺湖町	東京都	中野区	静岡県	富士市	奈良県	下市町	大分県	大分市
北海道	平取町	東京都	杉並区	静岡県	藤枝市	奈良県	天川村	大分県	佐伯市
北海道	音更町	東京都	豊島区	静岡県	御殿場市	奈良県	上北山村	宮崎県	都城市
北海道	上士幌町	東京都	荒川区	静岡県	湖西市	和歌山県	和歌山市	宮崎県	日南市
青森県	弘前市	東京都	練馬区	静岡県	菊川市	和歌山県	海南市	宮崎県	綾町
青森県	黒石市	東京都	足立区	静岡県	小山町	和歌山県	紀の川市	鹿児島県	阿久根市
青森県	平川市	東京都	葛飾区	愛知県	豊橋市	鳥取県	鳥取市	鹿児島県	西之表市
岩手県	盛岡市	東京都	江戸川区	愛知県	岡崎市	鳥取県	米子市	鹿児島県	薩摩川内市
岩手県	宮古市	東京都	八王子市	愛知県	一宮市	鳥取県	倉吉市	鹿児島県	志布志市
岩手県	久慈市	東京都	小金井市	愛知県	半田市	鳥根県	大田市	鹿児島県	奄美市
岩手県	遠野市	東京都	稲城市	愛知県	豊田市	鳥根県	安来市	鹿児島県	中種子町
岩手県	陸前高田市	東京都	神津島村	愛知県	小牧市	鳥根県	飯南町	鹿児島県	南種子町
岩手県	矢巾町	神奈川県	川崎市	愛知県	東海市	鳥根県	津和野町	鹿児島県	屋久島町
宮城県	白石市	神奈川県	鎌倉市	愛知県	みよし市	岡山県	倉敷市	鹿児島県	大和村
宮城県	名取市	神奈川県	小田原市	愛知県	長久手市	岡山県	高梁市	鹿児島県	宇検村
宮城県	大崎市	神奈川県	伊勢原市	愛知県	幸田町	岡山県	備前市	鹿児島県	瀬戸内町
宮城県	七ヶ宿町	神奈川県	南足柄市	三重県	伊勢市	岡山県	真庭市	鹿児島県	龍郷町
宮城県	村田町	神奈川県	葉山町	三重県	鈴鹿市	岡山県	矢掛町	鹿児島県	徳之島町
宮城県	南三陸町	新潟県	新潟市	三重県	熊野市	岡山県	新庄村	鹿児島県	和泊町
秋田県	山形市	新潟県	見附市	三重県	伊賀市	広島県	呉市	鹿児島県	与論町
山形県	鶴岡市	新潟県	村上市	滋賀県	長浜市	広島県	竹原市	沖縄県	石垣市
山形県	酒田市	新潟県	上越市	滋賀県	近江八幡市	広島県	三原市	沖縄県	糸満市
山形県	天童市	富山県	高岡市	京都府	京都市	広島県	尾道市	沖縄県	豊見城市
福島県	会津若松市	富山県	氷見市	京都府	宇治市	広島県	東広島市	沖縄県	宮古島市
福島県	郡山市	富山県	黒部市	京都府	向日市	広島県	廿日市市	沖縄県	南城市
福島県	白河市	富山県	小矢部市	京都府	長岡京市	山口県	下関市	沖縄県	今帰仁村
福島県	喜多方市	富山県	南砺市	京都府	南丹市	山口県	山口市	沖縄県	恩納村
福島県	下郷町	富山県	射水市	大阪府	高槻市	山口県	萩市	沖縄県	金武町
福島県	柳津町	富山県	入善町	大阪府	守口市	山口県	防府市	沖縄県	読谷村
茨城県	日立市	石川県	金沢市	大阪府	枚方市	徳島県	美馬市	沖縄県	北中城村
茨城県	土浦市	石川県	輪島市	大阪府	泉佐野市	香川県	丸亀市	沖縄県	与那原町
茨城県	行方市	石川県	加賀市	大阪府	大東市	愛媛県	八幡浜市		
栃木県	栃木市	石川県	白山市	大阪府	高石市	愛媛県	内子町		
		石川県	野々市市	大阪府	東大阪市	高知県	高知市		

※網掛けは令和5年度定期総会から令和6年5月20日までの入会市区町村長

計 302 名

無電柱化を推進する市区町村長の会 規約

平成二十七年十月二十日 決議

第一条 本会は、「無電柱化を推進する市区町村長の会」と称し、全国の無電柱化の取組について積極的な市区町村長をもって組織する。

第二条 本会は、積極的に政府や民間等との連携・協力を図り、無電柱化のより一層の推進により、「防災」「観光」「景観」等の観点から安全で快適な魅力ある地域社会と豊かな生活の形成に資することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡調整及び諸会議の開催
- (2) 無電柱化推進のための共同調査及び研究
- (3) 政府、政府諸機関、国会及び関係諸団体との連絡
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第四条 本会の事務局を、会長の自治体に置く。

- 2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

第五条 本会に、次の役員を置く。

会 長 一名
副会長 二名
幹 事 若干名
監 事 二名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員の任期は一年とする。但し、再選を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 会長または役員が認める下部組織を設置することができる。
- 8 役員の役職及びその人数構成は総会の決議を経るものとする、但し会長または役員が必要と判断した場合はその決定を妨げないものとする。

第六条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に参画し、本会運営の基本的な事項又は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第七条 本会は、原則として年一回、定例の総会を開くものとする。

- 2 前項の外、必要ある場合は、随時臨時総会を開くものとする。

第八条 総会は、会長が招集し、総会の議長は会長がこれに当たるものとする。

第九条 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十条 本会の円滑な運営に資するため、役員会を置くことができる。

- 2 役員会は、役員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 役員以外の市区町村長は、会長が認める場合には、会議に出席し意見を述べる事ができる。

第十一条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日を持って終了することとする。

第十二条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第十三条 本会の予算は、総会の承認を得るものとする。

- 2 本会の決算は、監事の審査に付し、その意見を附けて、総会の承認を経るものとする。

第十四条 この規約に定めるものの外、本会の運営その他について必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成二十七年十月二十日から施行する。

決議（案）

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。

本年一月に発生した能登半島地震において、電柱の倒壊に伴う救援救助活動等への影響や、長時間の停電が発生し早期の復旧・復興活動に支障を来したところである。また、通学児童のいたましい交通事故や、地域の人々の誇りや観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

これに対して、我々は、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要に応じ、条例の制定を検討するとともに、道路法第三十七条や無電柱化推進法第十二条を活用した新設電柱の占用禁止及び設置抑制に取り組んでいくこととする。

政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求める。

一 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる令和七年度においても、必要な予算・財源を確保すること。また、令和六年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を令和六年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

一 市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行うとともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対しては、財政的な重点支援を行うこと。また、関係省庁と電線管理者が連携し、確実に電柱が撤去されるよう取り組むこと。

一 地方公共団体の経験不足への対応や事業のスピードアップを図るため、設計・施工等を一体的に発注する包括委託方式等の推進に向け支援を行うこと。

一 関係省庁は電線管理者と連携し、既設の側溝の活用や、地上配線等の更なるコスト縮減手法の実現に取り組むこと。

一 地震や台風等による大規模停電の発生を防止・抑制するための無電柱化について、電線管理者が実施箇所を明確にしつつ主体的に実施するとともに、特に緊急輸送道路については、道路事業との同時整備や単独地中化等の様々な手法により早期に無電柱化を図ること。

これらの項目も踏まえ、山積する無電柱化の課題に対応していくため、新たな財源の創設等により、令和七年度道路関係予算は、賃金水準などの上昇も加味した上で、所要額を満額確保すること。

右、決議する。

令和六年六月十三日

「無電柱化を推進する市区町村長の会」令和六年度定期総会